

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

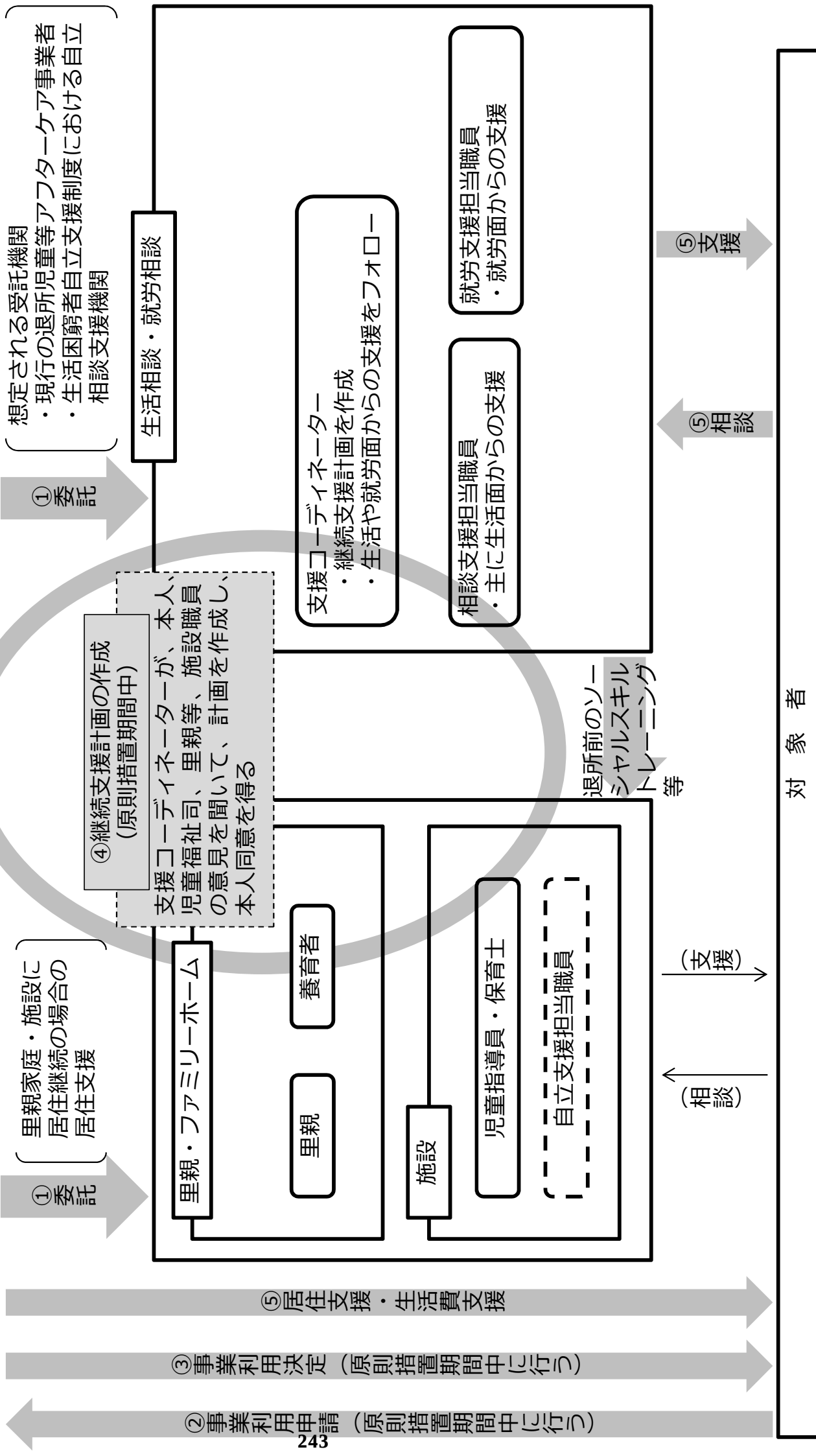
- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



生活相談・就労相談（イメージ）

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司

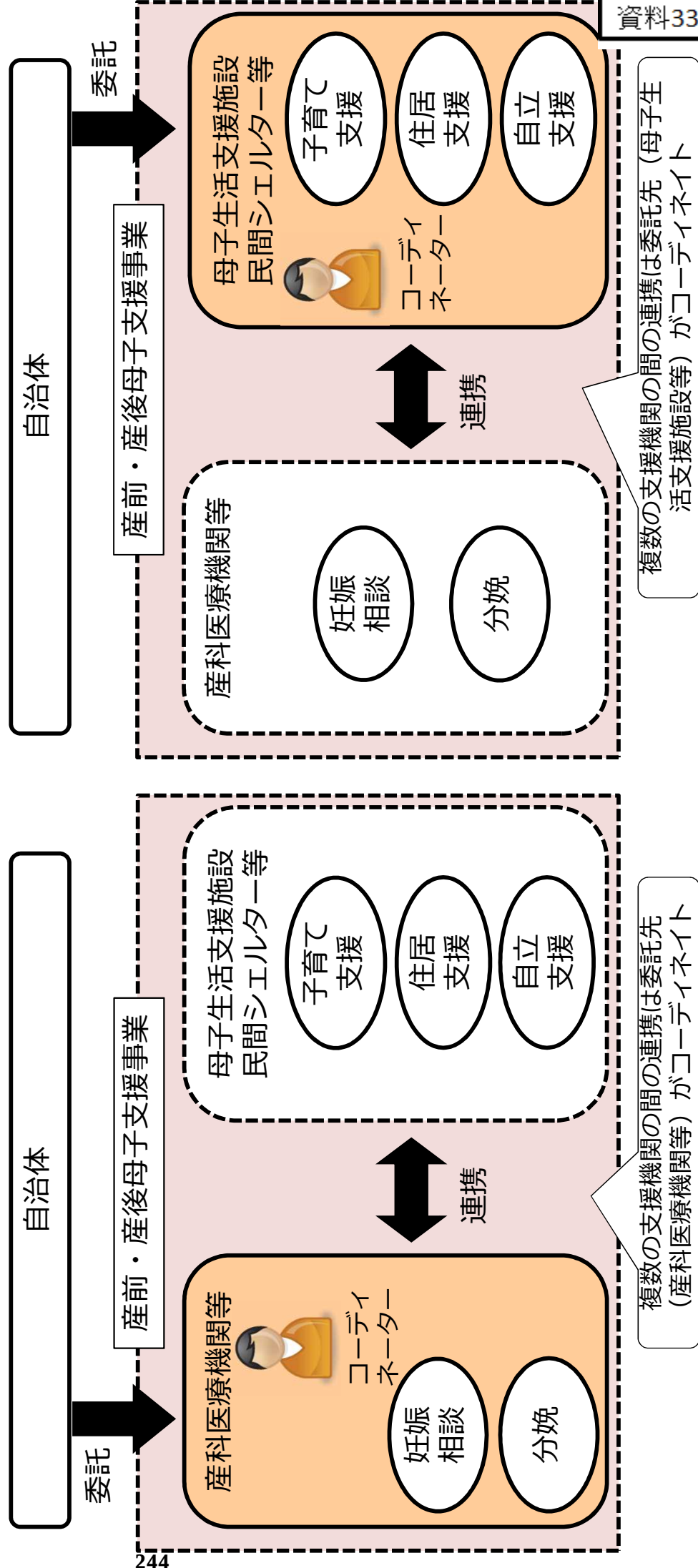


産前・産後母子支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NP0法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するため、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方。

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始

【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等）に向けた更なる方策 等

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策 等

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 見発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23. 12. 28 雇児発1228第2号)

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

- 児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さを評価するとともに、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。

児童養護施設における処遇改善後のイメージ

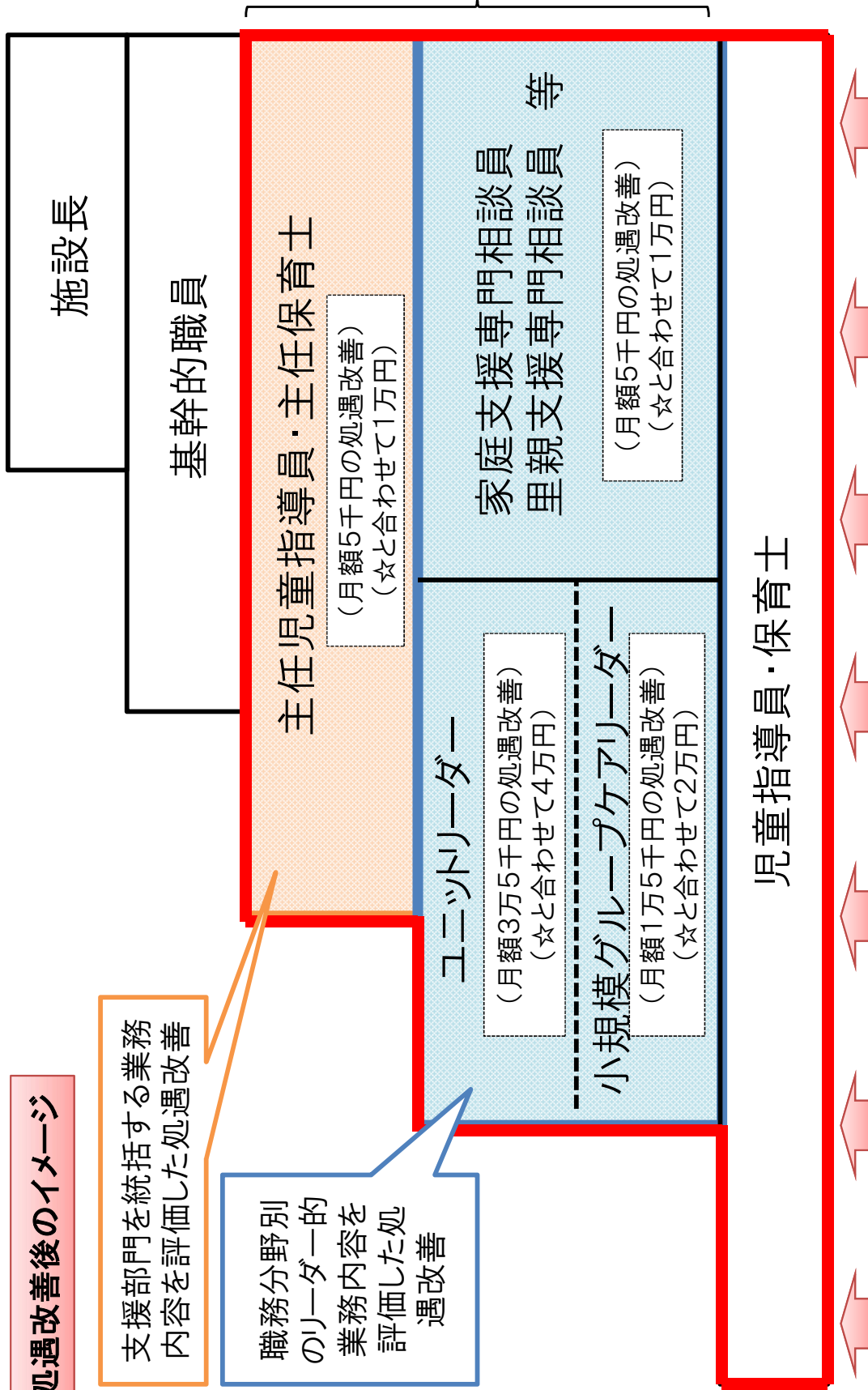
支援部門を統括する業務
内容を評価した処遇改善

職務分野別の
リーダー的
業務内容を
評価した処
遇改善



2%*の
処遇改善

* 里親手当は
定額での改善



☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

(月額5千円の処遇改善)

※ 施設長及び基幹的職員を除く

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
「民間あっせん機関」
許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、
① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
(これまで) 第二種社会福祉事業の届出

(新法) 許可制度を導入

〔許可基準(営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等)、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。〕

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者(研修の修了の義務付け等)

四 児童の父母等の同意

〔養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意(同時取得可)〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告(あっせんの各段階における報告義務)

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 (厚生労働大臣が定める) 指針

二 (都道府県知事から民間あっせん機関に対する) 指導及び

助言、報告及び検査

三 (国・地方公共団体による) 養子縁組のあっせんに係る制度の周知

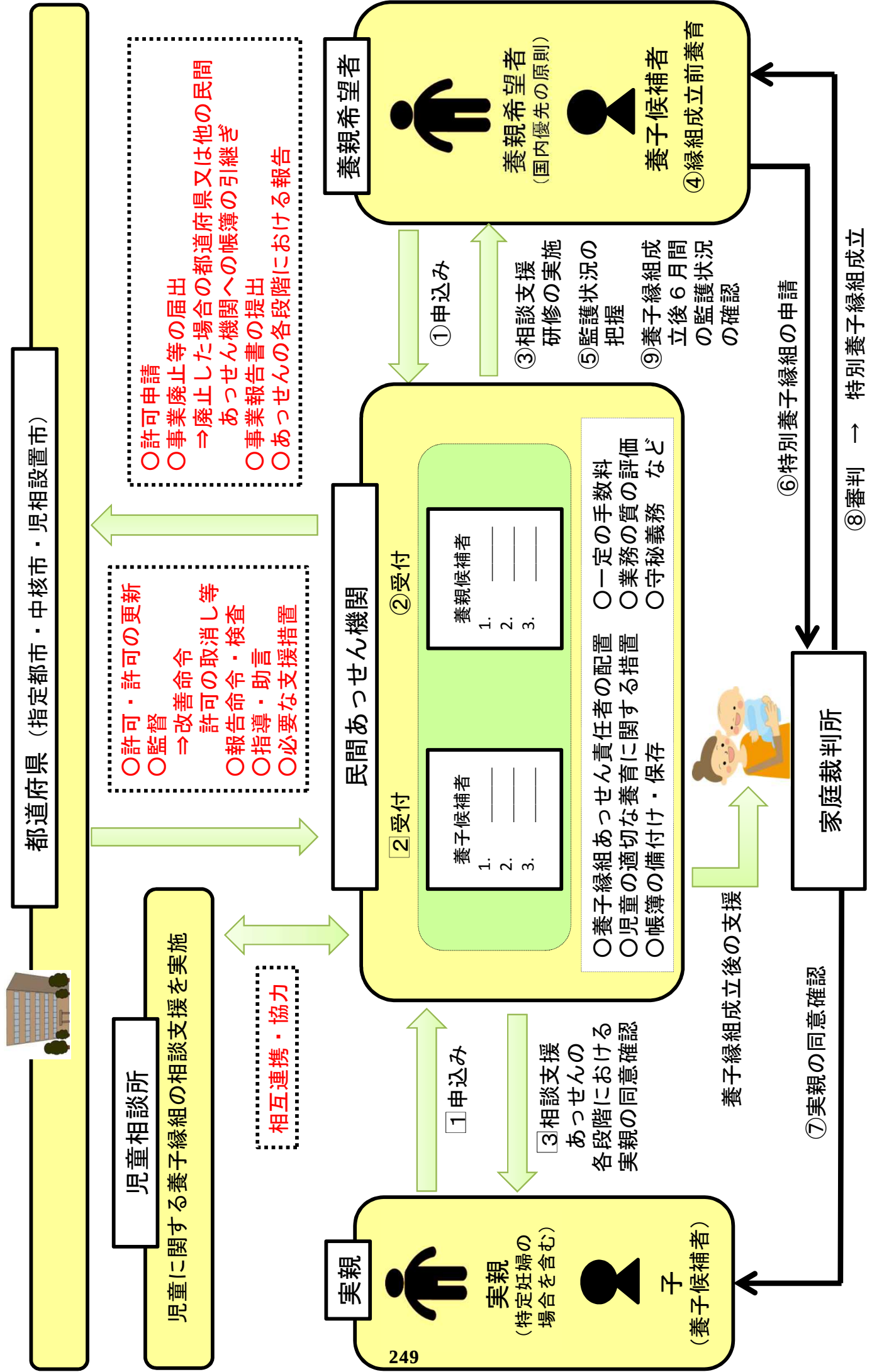
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日(原則公布の日から2年以内)、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等
に関する法律（平成二十八年法律第百十号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 民間あっせん機関の許可等（第六条—第二十二條）
- 第三章 養子縁組のあっせんに係る業務（第二十三条—第三十六条）
- 第四章 雑則（第三十七条—第四十三条）
- 第五章 罰則（第四十四条—第四十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によって養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあっせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあっせんすることをいう。
- 四 養子縁組あっせん事業 養子縁組のあっせんを業として行うことをいう。
- 五 民間あっせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。

（児童の最善の利益等）

第三条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

- 2 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

（民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力）

第四条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについては、当該民間あっせん機関並びに他の民間あっせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

（児童等の個人情報の取扱い）

第五条 民間あっせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。）、養親希望者その他の関係者の個人情報（以下この条において「児童等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 2 民間あっせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第二章 民間あっせん機関の許可等

（許可）

第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 三 養子縁組あっせん事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の氏名及び住所並びに経歴
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類
- 二 養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類

- 三 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あっせん事業に係る事業計画書
- 四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であって厚生労働省令で定めるもの
- 五 養子縁組のあっせんに関し手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であって厚生労働省令で定めるもの
- 六 その他厚生労働省令で定める書類

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あっせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（手数料）

第九条 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

2 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに関する手数料の額その他養子縁組のあっせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。

（許可証）

第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あっせん事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の有効期間等）

第十二条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。
- 4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。
- 5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条（第六号を除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

第十三条 民間あっせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項（厚生労働省令で定めるものを除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。
- 3 民間あっせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（事業の廃止）

第十四条 民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。

（改善命令）

第十五条 都道府県知事は、民間あっせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該民間あっせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第十六条 都道府県知事は、民間あっせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第八条各号（第六号を除く。）のいずれかに該当しているとき。
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。
 - 三 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、民間あっせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（名義貸しの禁止）

第十七条 民間あっせん機関は、自己の名義をもって、他人に養子縁組あっせん事業を行わせてはならない。

（帳簿の備付け等）

第十八条 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（帳簿の引継ぎ）

第十九条 民間あっせん機関は、第十六条第一項の規定により第六条第一項の許可を取り消されたとき、第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかったとき又は養子縁組あっせん事業を廃止しようとする

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あっせん機関に引き継がなければならない。

- 2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。

（事業報告）

第二十条 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（業務の質の評価等）

第二十一条 民間あっせん機関は、その行う養子縁組のあっせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関（養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。）による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。

- 2 民間あっせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあっせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（民間あっせん機関に対する支援）

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三章 養子縁組のあっせんに係る業務

（相談支援）

第二十三条 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）

第二十四条 民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあった場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適當であること

が明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならない。

2 民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
- 二 養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
- 三 養親希望者の職業、収入及び経歴
- 四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あっせん機関は、あらかじめ、養子縁組のあっせんの申込みをする養親希望者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならない。

（児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等）

第二十五条 民間あっせん機関は、児童の父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。）又は児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ。）から児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない。

2 民間あっせん機関は、児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養子縁組のあっせんの申込みをした者の氏名、生年月日及び住所並びに児童との関係
- 二 児童の氏名、生年月日、性別及び住所
- 三 児童の父母の氏名、生年月日及び住所
- 四 前号に掲げる者以外に児童の法定代理人（児童の出生により当該児童の法定代理人となるべき者を含む。以下同じ。）又は児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、その者の氏名、生年月日及び住所
- 五 児童の監護の状況
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

（養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者）

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する

者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者

六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(児童の父母等の同意)

第二十七条 民間あっせん機関は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下「特別養子縁組」という。）に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父母

二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

2 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組（特別養子縁組を除く。第五項及び第八項において同じ。）に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人

二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母でその監護をすべき者であるものがある場合にあっては、当該父又は母

三 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母

3 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養

子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。

- 4 民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
- 5 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
- 6 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。
- 7 民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
- 8 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。
 - 一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人
 - 二 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母
 - 三 第一号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者
- 9 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。
 - 一 当該養子縁組のあっせんに係る児童
 - 二 当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者

- 10 民間あっせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を十分に行わなければならない。
- 11 第一項から第九項までの規定は、民間あっせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。
- 12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。

（養子縁組のあっせんに係る児童の養育）

第二十八条 民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。

（縁組成立前養育）

第二十九条 民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。

2 民間あっせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。

一 民間あっせん機関から、第三十二条第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。

二 民間あっせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あっせん機関に引き渡すこと。

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならない。

4 民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で

養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。

5 民間あっせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。

一 縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。

二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないと認めるに至ったとき。

（養子縁組の成否等の確認）

第三十条 民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無

二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否

三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

（縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置）

第三十一条 民間あっせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

（都道府県知事への報告）

第三十二条 民間あっせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一 養親希望者との養子縁組のあっせんに係る契約の締結 第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 縁組成立前養育の開始 第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項

三 第二十九条第五項各号に掲げる事由（縁組成立前養育が行われている場合に限る。） 当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項

四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項（縁組成立前養育が行われていない場合に限る。） その他厚生労働省令で定める事項

五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

2 民間あっせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あっせん機関は、その養子縁組のあっせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（養子縁組の成立後の支援）

第三十三条 民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんについて、養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（養親希望者等への情報の提供）

第三十四条 民間あっせん機関は、その養子縁組のあっせんに係る児童について養親希望者又は養親となった者（以下この条において「養親希望者等」という。）による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。

（秘密を守る義務等）

第三十五条 民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ

てはならない。民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

（養子縁組あっせん責任者）

第三十六条 民間あっせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあっせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あっせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であって養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

第四章 雑則

（指針）

第三十七条 厚生労働大臣は、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

（指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あっせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（報告及び検査）

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（養子縁組のあっせんに係る制度の周知）

第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組

のあっせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

（大都市等の特例）

第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条において「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（経過措置の命令への委任）

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者
- 二 偽りその他不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
- 三 第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 四 第十七条の規定に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定に違反した者
- 二 第十五条の規定による命令に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第六条第三項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
- 六 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 七 第三十六条第一項の規定に違反した者
- 八 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 九 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日
- 二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に養子縁組のあっせんを業として行っている国、都道府県及び市町村以外の者であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出をしているものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（その者が当該期間内に第六条第一項の許可の申請をした場合又は施行日前に次条第一項の規定による許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間）は、第六条第一項の許可を受けないで、引き続き養子縁組のあっせんを業として行うことができる。

（施行前の準備）

第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による許可の申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（検討）

第四条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あつせん事業

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 に対する附帯決議(平成28年12月7日 衆議院 厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な支援の在り方について検討を行うこと。
- 二 予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩んでいる者が、養子縁組のあっせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。
- 三 民間あっせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あっせん事業を運営することが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四 養子縁組のあっせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あっせん業務の質にばらつきが生じないよう、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあっせん事業を防止するよう、民間あっせん機関の指導監督に万全を期すること。
- 五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。
- 六 養子縁組のあっせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子となった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策その他の関連施策との有機的な連携を図ること。
- 七 本来の家庭における養育が困難な児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あっせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定 (平成28年2月23日)

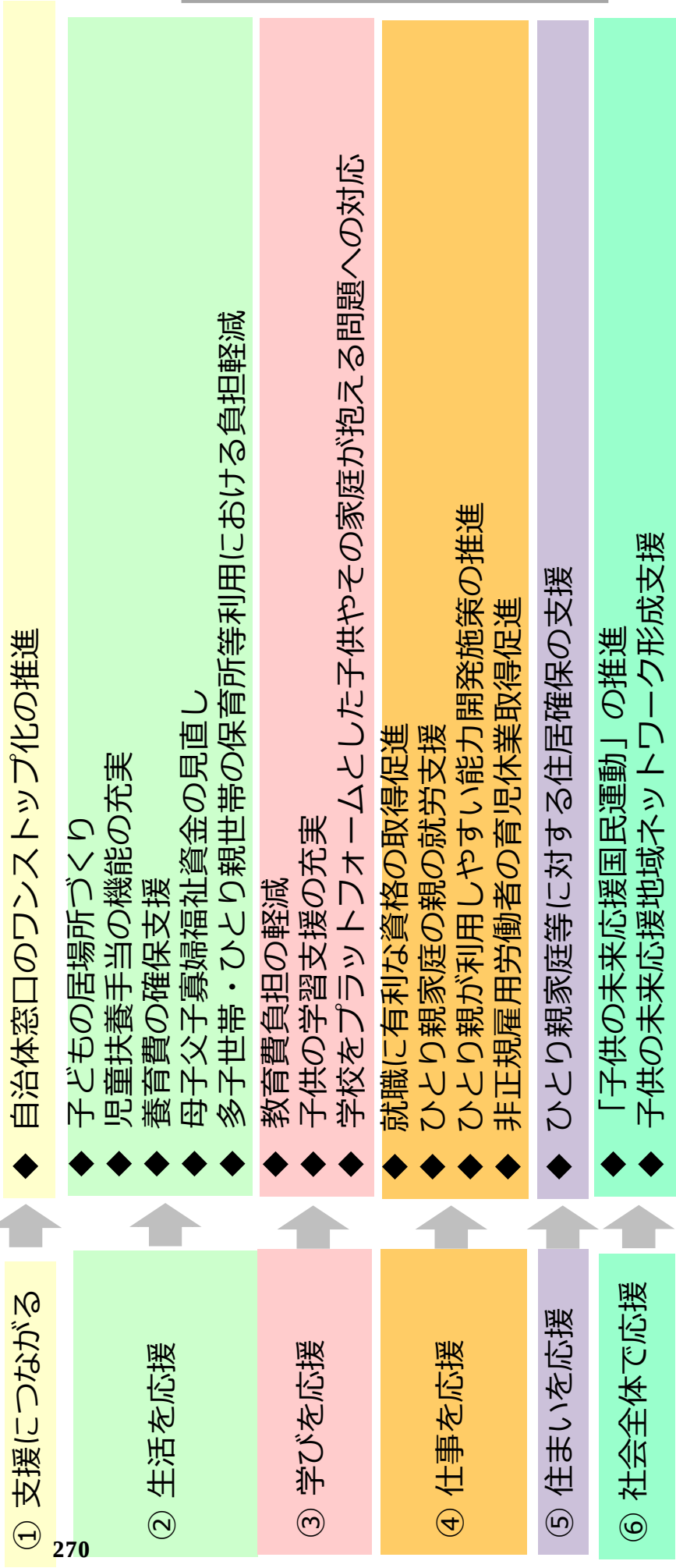
ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多い一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。



- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

Iひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）【平成29年度予算案 2,299億円（注2）】

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の支給

- 第2子・第3子以降加算額の平年度化

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 養育費に関するパンフレット・合意書のひな形を離婚届書等の交付時に同時に交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満のひとり親家庭の保育料負担軽減等

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の実施
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S Wの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの運用等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の支給
- 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
- 自立支援教育訓練給付金の支給等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

（注1）「すべての子どもと希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）
（注2）主にひとり親家庭・多子世帯等を対象とする関係予算（平成28年度予算額2,035億円）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定**。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化**。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト②

生活を応援

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。
⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施
⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施
- 離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付
⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト③

生活を応援

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行）→ 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

274

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

- 日常生活支援事業の充実
⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）
- ショートステイ・トワイラーステイの充実
⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイラーステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）
- 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用
⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設
- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）
- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充
- 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

教育費負担の軽減

- **幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- **フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）
- **高校生等奨学給付金事業の充実**
非課税世帯への給付額増額
- **大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実**
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- **大学等の授業料減免の充実等**

275

子供の学習支援の充実

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加** ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- **生活困窮世帯等の子どもたちの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- **地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**
するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- **地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実

※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給

- ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
- ・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

277

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○マザーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。

○職業訓練におけるeラーニングの活用促進

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。

○ジヨブ・カードを活用した雇用型訓練の推進

ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジヨブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

- 母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながぎ」、教育と福祉を「つながぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つながぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト (参考資料)